

## ナショナリズムと戦後秩序

石井 龍一\*

### Nationalism and Global Systems after the War

Ryuichi ISHII

#### 要 旨

国際的な安全保障の枠組として、国連本体（安保理、総会）と地域主義の双方を考える必要があるが、これを国連憲章レジームと名づけることができる。この様なレジームに対する各国の国内世論上のイメージ、信頼度には差異がみられ、これが各国の政策面にも影響を与えている。同時に、戦後秩序の一部変更としての意味をもつ安保理常任理事国の再構成についての日本の国内世論上の支持は、強いナショナリズムと強いインターナショナリズムの複合を背景としている点で、他に見られない特色を持っている。しかし、アメリカ等は政策上その安全保障の枠組として、上記のレジームに依拠していることを背景として、安保理常任理事国の再構成をこのレジームから切り離して推進するインセンティブを特に有していない。従って、このレジームそのものを対象とした安全保障の再構築、特に中国等との東アジア地域での政治・外交的な調整が伴う場合にのみ、右の意味のインセンティブが現実化し得る。以上を、各国の世論調査等の動向を勘案しつつ、若干論じた。

キーワード：ナショナリズム，国連憲章，安全保障理事会，常任理事国，戦後秩序

#### 一. はじめに

第二次大戦後の国際情勢、国際秩序に関する議論は多様であり、現実主義（リアリズム）、国際政治経済学の台頭、覇権安定論（ネオ・リアリズム）、覇権循環論、相互依存論、レジーム論等広範にわたる<sup>(1)</sup>。これらについて個々に論じることは小論の趣旨ではないが、これらでほぼ共通して看過されている各国の国内世論の差異とこれが国際秩序に与える影響の側面を若

---

\*教授 国際政治・経済学

干渉したい。本来、各国のハード・パワー（基礎的資源、経済力、軍事力、技術力、政治的動向等）とソフト・パワー（文化的普遍性等）を勘案して<sup>(2)</sup>、各国の「実力」「影響力」「国益」をとらえ、パワー・ポリティクスを組み立てる、或いは、それと戦後の国際システム（サンフランシスコ会議体制他<sup>(3)</sup>）との係わりなり、その改変の問題を考えることは、重要である。特に、後者の典型は、国連の改革問題であり、小論でも触れたい。しかし、この場合、日本を含め各国の政府の政策は、国内世論を「なぞる」だけでもなく、かといってこれに完全に「拘束」されるだけでもない。一般的に政府と国内世論の関係は、(1) 前者が後者を誘導する、(2) 前者が後者に拘束される、(3) 前者が後者を考慮に入れる、の三つの選択<sup>(4)</sup>に分かれる。そして、アメリカ、EU諸国、日本などの民主主義国においては、(3)の選択を基軸として、政府と世論の関係が形作られている<sup>(5)</sup>と云える。しかし、この関係の態様、強弱には各国ごとに関きがあり、更に、政府と国内世論の間で主張、考え方において中・長期的に「乖離」がある（以下に述べるように、国連改革問題に関するアメリカの例）場合は、国際システムの改変の動向にも影響をもたらす。換言すれば、各国の国内世論を経済学で言う「与えられた条件」とみなすことは、適当ではなく、国連改革問題についても、この点を見のがすことはできない。

## 二. 国連についての各国の国内世論

### (1) 戦後の国際的な安全保障と国連憲章

安全保障に関わる世界機構としての国連の発足は、地域主義（地域的取極に基く安全保障）の承認によってのみ初めて可能であったことは、言うまでもない<sup>(6)</sup>。即ち、「連合国」側として当面必要とされ得る措置（国連憲章第五三条）ないし旧敵国条項としての目的も言明した上で<sup>(7)</sup>、個別的、集団的自衛権（同五一条）、地域的取極（同五三条）を一体として含む国連憲章が成立した<sup>(8)</sup>。即ち、侵略戦争を封じ、「軍事的領域における国家主権の動きを一定の枠内に限定する<sup>(9)</sup>」目的から生まれたのは、国連本体のみならず、地域主義と結びついた個別的、集団的安全保障との並存としてのレジームであった。更に、国連本体の活動についても、安保理常任理事国が拒否権を確保したことを勘案すれば、「アメリカもソ連と共に、その将来の安全保障を新しい国際機構（国連）に委ねる意思はなかった。<sup>(10)</sup>」しかし、ここで言っているのは、国連という国際組織についてであり、国連憲章が規定する地域主義、集団的自衛権を含む広いレジームのことではない。反対に、アメリカ、ソ連等が依拠してきたのは、この広いレジームの方である<sup>(11)</sup>。つまり、総会、安保理の保障機能、役割は、憲章上、限定的であるが（アメリカ、ソ連等を中心とするパワー・ポリティクスによって制約されるが）、憲章そのもの

の持つ「属性」(モダリティ)は、巾広いものであった。その意味で、国連本体(総会、安保理)の意義を失わないようこれを生かしつつ、地域主義の発動をできる限り回避する手段の開発可能性も含まれた。具体的には、安保理決議による権限づけ(オーソライゼーション)に基く多国籍軍の派遣、及び総会決議に基く平和維持活動(PKO)である。いずれも憲章の解釈、運用(モダリティの発輝)の例である<sup>(12)</sup>。しかし、ここで問題なのは、こうした経緯ではなく、冒頭一、で述べた観点からの各国世論の受け取め方、反応である。各国政府が国連の活動(特に、上記のモダリティに基くもの)に対して、どの程度参加してきたかは、実績をみることができる<sup>(13)</sup>。これに対して、各国の国内世論については、アメリカ、EU諸国、日本等を中心に、世論調査が繰り返し行われてきているが、その多くは<sup>(14)</sup>、「国際紛争の処理の観点から国連を信頼しているか」「自国の政府は、国連に対してどの様に協力、参加すべきか」と云った質問とそれに対する回答から成っている。しかし、「国連に対する信頼度」という質問は、(イ)総会、安保理の保障機能を対象とするのか、(ロ)上記のモダリティによるものも含むのか、(ハ)憲章の広いレジームを対象とするのか、という三種類に区別する必要がある。(そのような区別の効果については、後述。)ところが、この様な区別に基く世論調査の事例は、全んどみられないようである<sup>(15)</sup>。この結果、多くの西欧諸国、日本の国内世論は、自国の政府が国際的な貢献として、国連に協力することに対して、総じて「前向き」の反応を示しているが<sup>(16)</sup>、右の区別の問題は、不明確である。(少なくとも、右の(ハ)の意味は関心に含まれていない、と解される。)

(2) 右の制約の下で、国連に対する信頼度について、地域別の最近の調査で、おおむね次の様な傾向がみられる<sup>(17)</sup>。(イ)ヨーロッパにおいては、デンマーク、オランダ、英国、フィンランド、スウェーデンでは、EU(ヨーロッパ連合)に対するよりも国連に対して、より強い信頼度が示されている<sup>(18)</sup>。これに対して、ギリシア、イタリア、ポルトガルにおいては、EUに対する信頼度の方が高い。(ロ)アメリカにおいては、EU諸国においての様に、国連と地域的機構(アメリカの場合、米州機構)を比較して信頼度を問う形式にはなっていない。しかし、国連改革を支持するか、或いは、多国間主義(マルティラテラリズム)を支持するかという問<sup>(19)</sup>に対して、過半数が支持するとしている。他方、政府に対する直接的な関係なり、影響力を持つ財界、政界などの指導者層(エリート)の場合、同種の質問に対して、「支持する」と回答している比率は、少ない(約三〇パーセント未満<sup>(20)</sup>)。この点は、前記一、で述べたとおり、アメリカ政府が、憲章の広いレジームに依拠している点と関連づけて理解されよう。(ハ)日本については、国連に対する信頼度を端的に問うという事例はあまりみられないよう

であるが、国際紛争の平和的解決や世界的な環境問題等についての国連に対する信頼度は、高い<sup>(21)</sup>。また、日本は国連安保理の常任理事国になるべきか、という問に対しても、過半数が肯定している<sup>(22)</sup>。但し、後にも触れるとおり、常任理事国化に伴い軍事面での負担を負うことについては、否定的である。

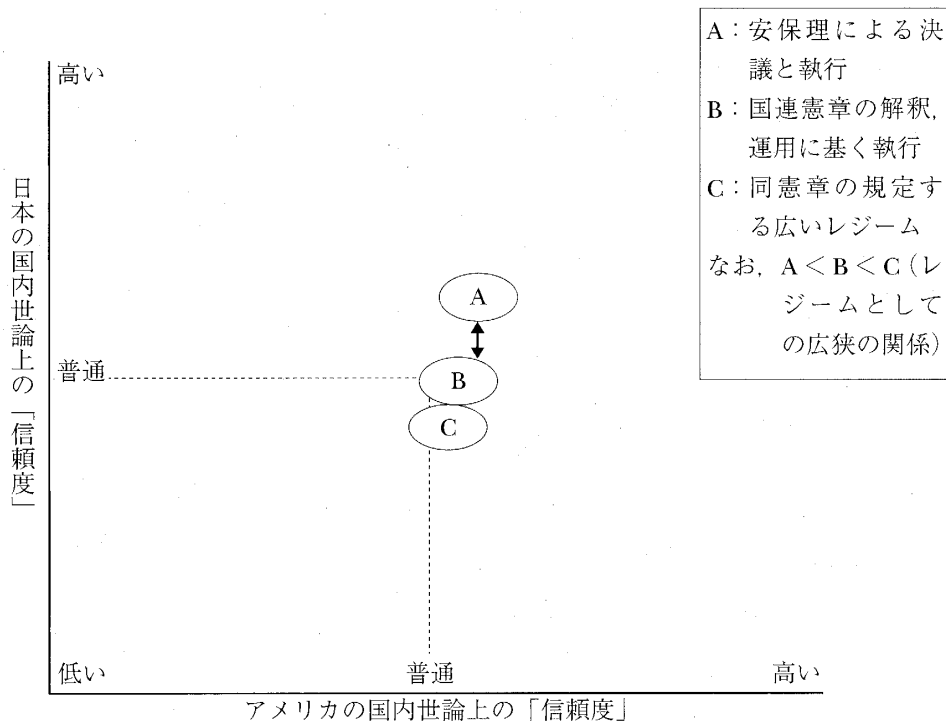
右の傾向において、注目されるのは、次の点である。アメリカの国内世論においては、最近の調査でも<sup>(23)</sup>、約半数近くが「多国間主義」を支持していると共に、二〇〇一年九月の「同時多発テロ事件」後のアメリカ政府による海外軍事介入についても、国連による「権限付け」決議（安保理決議）を伴うことが要求されている<sup>(24)</sup>。しかし、アメリカが単独でも軍事面で行動すべきだとする単独主義（ユニラテラリズム）と孤立主義（アイソレーショニスト）を加えれば、多国間主義に対するのとはほぼ同じ比率に達する<sup>(25)</sup>。また、多国間主義を取りつつも、アメリカが軍事面で国際的な優越性を保ち続けることに対して、高い支持率がみられる<sup>(26)</sup>。更に、孤立主義は、地域主義（米州機構による集团的自衛権）を否定するものではない。これらを勘案すると、世論調査の上で、「国連憲章の広いレジームを支持するか」という質問は、現実には、行われていないが、仮にその様な問いかけをしたとすれば、相当高い支持率が予想されよう。右に関し、安保理決議による「権限づけ」に基いて多国籍軍を派遣することは、安保理の本来の保障機能の濫用であるとする見解がわが国の世論ではみられる<sup>(27)</sup>のに対して、アメリカの国内世論では、前述の通り、かかる「権限づけ」が支持されている。結局、この点は、憲章のモダリティをどうみるか（或いは、否定するか）という問題である。そこでこの点を、一九九一年の対イラク多国籍軍の派遣（九〇年十一月二十九日の安保理決議六七八号による「容認」）以降について、日本とアメリカの国内世論の差異に即して整理すると、「表1」のとおりとなる。

（具体的には、上記イラク戦争の際、日本政府は、国会において、「多国籍軍」の派遣は、「国連の活動」の一種である旨の説明を行ない、野党側より、説明の根拠の提出を求められた。そこで、国連事務総長へ照会するとした。しかし、デ・クレアル事務総長は、これに否定的な回答を寄せたため、政府は、外交担当者を有責処分とすることで国会の紛糾の収拾に努めた。上記「表1」に即してみれば、日本の世論上、AとBの間の差異（信頼度の上で）は、大きく、アメリカの世論上は、AとBの間の差異（同上）は大きなものではない、ということになる。）

## 二. ナショナリズムと国連安保理常任理事国

(1) T・W・スミス（シカゴ大学）等の最近の調査<sup>(28)</sup>によれば、国民が自分の国、或いは周辺

<表1>



の地域（大陸，又は，亜大陸）に対して持つ帰属意識の面で，日本の場合，特色がみられる。即ち，

(イ)「自国は，他の全んどの国よりベターだと思うか」との問に対して，日本人の七九%が肯定的。(調査対象ニ五カ国で最も高い比率。なお，アメリカは，七五%，イギリスは，三九%，カナダは，六八%，ドイツは，マイナス三%，ロシアは，十%等)

(ロ)「自国に対して親近感（アフィニティ）を持っているか」の問に対して，日本は，九十%が肯定的。(対象国の中で，ハンガリー（九三%）に次いで高い比率。なお，アメリカは，六二%，イギリスは，四一%，カナダは，四九%，ドイツは，約六十%，ロシアは，六四%等)

(ハ)「大陸，又は亜大陸（周辺諸国）に対して親近感を持っているか」の問に対して，五二%が肯定的。(ハンガリー，チェッコ，スロヴァクに次いで高い率。なお，アメリカは，一八%，イギリスは，マイナス五七%，ドイツは，一七%，カナダは，一二%，ロシアは，マイナス六二%等)

上記にみられるような日本人の持つ自国に対する帰属意識と他国への優越感の高さは，ナショナリズムと表現しても同じである。その点だけをみれば，第二次大戦以前と比べ，程度の差はあっても同質であるということになるが，基本的に異なるのは，同時に強い国際主義（イ

ンターナショナリズム)を伴っている点である。上記と同じ調査によれば、次の通りである。

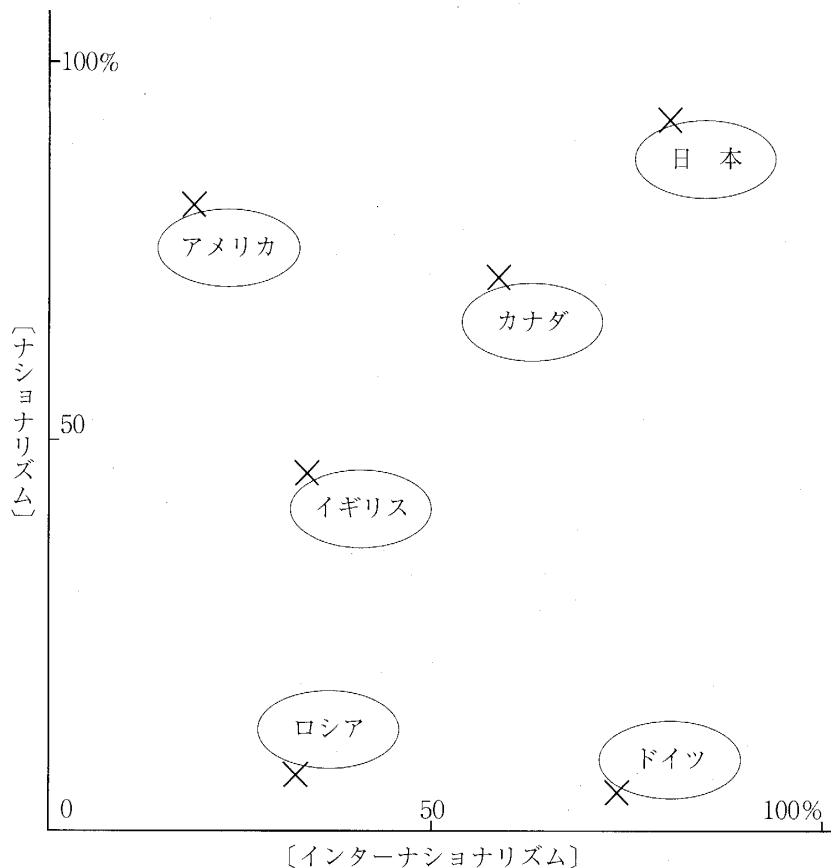
(a)「自国の経済を保護するためには、外国製品の輸入を制限すべきか」という問に対して、賛成者は全んどいない(マイナス三%)。これは、オランダに次いで(マイナス一四%)、最も強い反対を示している。(なお、アメリカは、五五%(賛成)、イギリスは、五〇%(同)、カナダは、一九%(同)、ドイツ(西独部分)は、三%(同)、ロシアは、四一%(同)等)

(b)「外国との衝突が起きても、その国益を追求すべきか」との問に対して、日本の場合、賛成者は少なく、反対者が多い(マイナス四一%)。これは、対象国の中で最も高い反対の率を示している。(なお、アメリカは、一六%(賛成)、イギリスは、二八%(同)、ドイツは、マイナス二三%(反対)、カナダは、一一%(賛成)、ロシアは、三七%(同)等)。

この様に、日本の場合、強度のナショナリズムと強度のインターナショナリズムが並存・複合しており、その傾向を「表2」の様に示すことができる。

(2) それでは、日本のナショナリズムとインターナショナリズムの並存の背景は何であろうか。この点も、世論調査の観点からみても、次の通りとなろう。内閣府の調査によれば<sup>(29)</sup>、

<表2>



(イ) 日本についてプラスのイメージ（要因）として回答者が高い比率で挙げているのは、「一貫した平和主義」「高度に発達した技術」「高度に発展した文化・芸術」「強い経済力」「基本的人権と自由の保証」である。これに対して、マイナスのイメージ（要因）として高い比率（約30%）で挙げられているのは、「国際社会においてあまり尊敬されていない」である。

(ロ) 他方、インターナショナリズムに係わる側面として、「国益追求によって外国との衝突を避けなければならない理由」として、回答者の多数が挙げているのは、「もしそうなれば、日本は、国際社会での信用を失い、孤立化するから」である<sup>(30)</sup>。逆に、日本が「国際的に尊敬されている」と考えている者は、10%程度であり、また、日本が世界規模の問題について責任をもって対処、貢献しているとしている者も、10%以下である。そして、国際的な孤立化を回避する（狭義のインターナショナリズム）ために、国際的な貢献、協力を高めていくべきだ（広義のインターナショナリズム）とする意見が、多い。

この様に、日本が国際的に孤立化することを恐れる意識、或いは、孤立化の可能性に関する意識は、いわゆる歴史的体験と現在の国際社会に対する見方との両方に係わっているとみても間違いではないであろう。各国の世論調査で示されている、外国に対する「親近度」の点で、日本人の「孤立感」の背後にある事実として、次の点が挙げられる。即ち、内閣府の最近の調査によれば<sup>(31)</sup>、

(a) 「どの国、又は地域に対して親近感を感じるか」との問に対して、日本の場合、アメリカが顕著に高い比率で挙げられ、次いで、アセアン、オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド）、EUの順で続いている。（他方、中近東、南アジア等については、親近感を感じていない。）この質問を、「信用できると思う国、又は地域」に置き代えても、回答は、ほぼ同様となっている。

これに対して、

(b) アメリカの世論調査によれば<sup>(32)</sup>、「外国に対する親近感（アフィニティ）の観点から、最も親近感を感じる国（アフィニティ・コア）として、イギリス、カナダ、オーストラリアの三カ国が挙げている。二番目に親近感を感じる国（インナー・サークル）のグループとして、日本、ドイツ、フランス、イタリア、メキシコ、イスラエルが挙げられ、以下、ブラジル他が続いている。また、「親近度」と似ているが、「好感度」（フェボラビリティ）に関するギャラップの世論調査でも<sup>(33)</sup>、同様の結果（国別の好感度の順位）が示されている。

上記 (a) 及び (b) でみられる様に、日本の国内世論では、「親近感」を持ち、「信用している国」として、アメリカを他の国に際立って意識しているのに対し、アメリカの国内世論上は、同種の観点からみて、日本は、最上位のグループには含まれていない。つまり、この意味

で日本側のいわば「片思い」の面がみられる。このギャップが日本の世論上、フィード・バック（再考慮）されているか、といった点を調査した例は見当たらない。しかし、このギャップは、日本人のもつ、国際的な孤立を回避すべきであるという意識の背後にある事実とみることができる。

(3) 国連安保理常任理事国入りを支持する日本の国内世論は、前述の通り強まっている。(一九九一年から二〇〇〇年にかけて行われた十四回の世論調査の結果<sup>(34)</sup>)そして、このような支持の背景として、次のとおり、ナショナリズムとインターナショナリズムが関係している。支持の主たる理由として挙げられているのは、(イ) 常任理事国になれば、日本の国力、価値にふさわしい国際的な地位(ステータス)が得られる、或いは、そのステータスが高まる(国際的に尊敬される)、(ロ) 国際的な孤立を回避するための国際的な責任を果すことができる、或いは、国際協力、国際貢献が一層可能となる、というものである。(イ)は、ナショナリズム的な性格、(ロ)は、インターナショナリズム的な性格と云えよう。このインターナショナリズムは、「外国との衝突を回避すること」をその動機としていることの帰結として、多数意見が、日本が軍事的な分野で協力することには、反対である<sup>(35)</sup>。(軍事的な協力をそのように位置づけているとみられる。)

安保理常任理事国入りを支持するこのような動機は、国際的に比較して、どのような特色を持っているであろうか。現在安保理常任理事国である五カ国については、原加盟国ないし早期にその地位を得た国(中国)である性格上、これらの諸国にとってその地位は「所与の条件」(更めて問うという契機がない)である。そのため世論調査を行ない、端的に国民に対してその「支持」を問うた事例は見当たらない。しかし、フランスのある外交当局者の次のような評言<sup>(36)</sup>は、参考となる。即ち

「フランスにとって安保理常任理事国としての活動の効用は、集団的安全保障の抽象的な観念ではなく、フランスの国益、自国のイメージ、国際的な権威(プレステッジ)を高める手段であることにある。」この様に、現在の常任理事国の中にも、自国のイメージ、国際的なプレステッジに係わるものとして、その地位をとらえている側面があることがうかがわれ、日本の国内世論上の右に述べた「動機づけ」と大差はない。他方、安保理常任理事国に中・小国(中近東・アフリカ等)を加えるべきであるとの主張の背景には、次の様な理由がある、との指摘がある<sup>(37)</sup>。「安保理は、その紛争処理の対象として何を選ぶかについて、非常に制限的、かつ片寄っている。即ち、その対象として選ばれない紛争も多い。それは、常任理事国の構成が片寄っているからであり、非西欧諸国から常任理事国を加え、そのアンバランスを解消すべきで



ある。これが実現しなければ、安保理の信用と正統性は、揺らぎ続けるであろう。」(ここで言われている、国連の関与から外れた武力紛争の事例がアフリカ等に集中している旨の分析<sup>(38)</sup>もある。)この点に関連して、「アメリカの世論は、ルワンダ、ハイチ、東チモール紛争のようにアメリカにとって親近意識(クラブ・アフィニティ)が弱い地域については、軍事要員を派遣することについて、多数の支持が得られない<sup>(39)</sup>」傾向もある。

この後者の観点による安保理常任理事国拡充の動機は、国際的なステータス、プレステッジを求めるものとは、異質である。また、この点の違いが、安保理常任理事国入りを目指すアプローチ、主張の違い(後述)にも反映している、と考えられる。

### 三. 日本の安保理常任理事国立候補に係わる問題

(1) 常任理事国の数を増やすかどうかという問題は、もとより、国連改革問題(経済社会理事会、信託統治理事会、総会、事務総長の権限、又は機能の改革等も対象とする)の一部にすぎないが、国連の平和維持機能との関連では、重要な影響力をもつ。しかし、この場合、どの様な平和維持機能が求められているかについて、各国の世論の違いを整理しておくことが、重要である。

(イ) アメリカの場合、既にみたように、アメリカが軍事的優越性を維持することについて、国内的に強い支持がみられる。しかし、その軍事力を世界のどこにでも活用することを支持している訳ではなく、アメリカの国益、安全等(国際政治経済学で云う、クラブ・グッツ、プライベート・グッツの拡充、又は、クラブ・バズ、プライベート・バズの減少)に係わる限りで、その武力行使を支持する。同時に、こういった性格を持たない、世界各地の紛争についても、世論は、無関心な訳ではなく、国連の現在の平和維持機能は、この点で不十分である、とみている。そのため、国連改革を行ない、これに対応すべきである、というのが世論上の多数意見<sup>(40)</sup>となっている。これに対して、アメリカの指導者クラスにおいては、国連改革について熱意があるのは、少数である(軍部関係者においては、更に低い比率<sup>(41)</sup>)。この様な「乖離」の背景には、次の事実が挙げられる。即ち、仮に、北朝鮮による対韓国侵攻、アラブ諸国による対イスラエル侵攻、或いは、中国による対台湾侵攻が発生した場合、アメリカの国内世論上の多数意見は、アメリカ一国による介入ではなく、国連との協同による介入を支持する、としているのに対して、指導者クラスは、アメリカ一国による武力介入を支持する、としている<sup>(42)</sup>。このことは、後者は、安保理の平和維持機能に依拠できると考えて居らず、前述の通り、自衛権と地域主義を含む広いレジーム(国連憲章レジーム)に依拠していることを示している。こ

のことに加え、安保理常任理事国を拡充すれば、安保理の機能が一層低下しかねないのみならず、かかる拡充について現常任理事国間での一致が困難である、といった考慮が働いていることも、排除できない。この意味で、後者が常任理事国拡充に熱心でない姿勢がうかがえる。

(ロ) 他方、安保理常任理事国の拡充を主張する諸国の中でも、次の様な立場の違いが、みられる。(a) 既に述べた通り、常任理事国の構成が現在アンバランスであるため、安保理の活動の対象から多くの地域紛争がこぼれ落ちているので、これを是正する観点から、中・小国、ないし、地域代表（アフリカ、中近東等から）をこれに加えるべし、との立場、(b) ドイツの様に、常任理事国入りすることに対して、ナショナリズム的な要請を関係づけることはできないが（前述「表2」の通り、ナショナリズムそのものが弱い）、強いインターナショナリズムから理解される立場、(c) カナダ、北欧諸国の様に<sup>(43)</sup>、安保理の機能の強化について関心があり、常任理事国の「枠」の問題についても、その様な観点から判断する、特に、武力紛争が発生した国、又は地域において人権無視が起きやすいにも拘らず、国際的な救助、支援が遅れがちである経験に鑑み、安保理等の下に「国連常備軍、又は警察」を常置すべきである、とする立場、(d) 日本の様に、ナショナリズム的な要請とインターナショナリズム的な要請が混ざり合っている立場がある。

(2) 他方、これらの問題に関し、ロシア、中国については、利用可能な世論調査が見当たらないばかりか、これらの政府による対外的な説明も断片的ないし、否定的である。しかし、中国に関し、安保理常任理事国の「枠」の問題に対してどの様にみているかについて、次の視点<sup>(44)</sup>は、関連をもつ。即ち、「中国は、WTOを含む国際経済に益々組み込まれるにつれ、国際政治上の「声」を従来以上に大きくしたいと考えている・・・また、二〇世紀の前半に味わった屈辱をバネとするナショナリズム、及びその変形したものが色あせることはなさそうであり、それがその外交に影響を与え続けるであろう。」一方、中国は、国連の平和維持活動（PKO）に積極的に参加し<sup>(45)</sup>、関心とコミットメントを示している。従って、常任理事国の「枠」の拡大が、かかる関心とコミットメントに沿った方向にあるとみるか、或いは、自らの国際政治上の影響力を小さくするとみるかの双方を「秤」にかけると言えよう。但し、上記（1）（ロ）（a）の、中・小国ないし地域代表（アフリカ、中近東等）の要求に対しては、国連外交の観点から注意を払っていくことが予想される。

(3) 日本の場合、世論の支持も背景に政府は、常任理事国入りのための外交を展開している。しかし、上記（1）、（2）でみられた各国の動向について国内世論にフィード・バック（再注入）

する手続、ルートがなく、このため国内世論上の願望と国際社会、各国の立場の現実との間に相当なギャップが存在する。具体的には、次の諸点である。

(イ) 国連憲章の規定上（二四条、四二条等）、或いは、安保理の従来の上、常任理事国には、必要時に軍事的な協力、参加の義務がある、とは云えない。（安保理決議に対する賛否、棄権のいづれかを問わず）しかし、次の点を常に想起する必要がある。(a)（活動実績はないが）軍事参謀委員会は、国連発足の初期（一九四六年四月）に、安保理に対する報告書の中で、「全ての加盟国は、兵力その他を理事会の利用に供する義務、並びに機会を持つが……部隊の早期設置を容易にするために、当初は部隊の大部分を常任理事国が提供すべきものとする。他の加盟国の寄与は可能となり次第、既に提供された部隊に追加されるものとする<sup>(45)</sup>。」とした。(b) アメリカの上院は、九三年に二回、「日本が常任理事国になる場合、国連の軍事活動に参加すべきである」との決議を行った<sup>(46)</sup>。

(ロ) 総会決議に基く平和維持活動（PKO）についても、活動の内容、或いは態様に応じた軍事的な側面に関して、次の指摘<sup>(47)</sup>が例外ではない。即ち、「……ソマリア、もしくはボスニアにおいてのような現地の集団を武装解除することが期待される場所で、もし攻撃された場合に、武力行使するという明確な任務を必要とする。しかし、彼等はまた、犠牲者を保護し、大規模な対決に発展する危険を冒すという政治的意思をも必要とする。そして、武力行使が認められた場合でも、その武力行使を適度に、かつ制限された方法で行うという交戦規則が必要とされる。」

(ハ) EU 諸国は、国連改革の第一目的として、世界的な経済格差の是正（援助）、人権、環境問題等に関する国連の機能強化を望んでおり、各国の世論も「前向き」である<sup>(48)</sup>。つまり、安保理常任理事国の「枠」の問題を主要課題としている訳ではない。

(ニ) 前述の通り、アフリカ、中近東諸国の様に、常任理事国の構成の是正を求める立場は、安保理が取り上げる紛争の対象の拡大を目指している。従って、この面で重要な権限（拒否権等）を与えられない新しいカテゴリーの常任理事国（或いは、準常任理事国）については、本来的には、関心を有していない。

(4) 周知の通り、八〇年代から日本の国内世論、政府当局者は、常任理事国入りに関心を持ち始め、八〇年代中頃以降、具体的な表明を始めた。しかし、この当初から国連の安全保障分野での機能を強化する観点での、常任理事国の「枠」の拡大だけを目指していた訳ではない。例えば、「……日本は、国連の事実調査機能を強化する一九八〇年の提案で、国連の平和と安全保障の能力の強化を支持した。その提案は、憲章九九条に基づく事務総長の機能を強化し、

安保理の特権を制限することを求めていた。一連の決議をまとめるのに日本は、オーストラリア、インド、スウェーデン、エジプトのような国々と緊密に協力したが、それは安保理常任理事国にとって非常に心外なことであった<sup>(49)</sup>。」また、それ以後も、各国の動向と諸条件について現実主義的に踏まえた、次の見解もみられる。即ち、「……国連での多面的な貢献を地味に真剣に積み上げていくことで、日本などを常任理事国にすべきだという声が澎湃として起きてくるのを待つべきである。また、そうした特権的な地位が、GNPの大きさだけでかちえられるものではないことは、肝に銘じておくべきであろう。日本、ドイツなど大口拠出国が行財政諮問委員会などを利用して予算面での発言権を確保する道は開かれているのだから<sup>(50)</sup>。」

(5) 事実として、日本の国内世論が常任理事国入りを支持する背景には、強いナショナリズムと強いインターナショナリズムが複合していることは、繰り返し述べた通りである。つまり、日本政府にとっては、顕在的にも、或いは、潜在的にもそのための外交を展開することを「背中」から押され続けざるを得ない。しかし、その観点からみた前記(3)の外的条件を国内世論に向けて、繰り返しフィード・バックする必要がある。(この間に「乖離」があり、これを埋めなければ、以下に述べる様な「幻想」を与える。)この様なフィード・バックを必要とする諸点を更めて整理すれば、次の様になろう。

(イ) 世界の安全保障の枠組みとして、地域主義、個別的、集団的自衛権、及び国連安保理、総会による保障機能を含むレジーム(国連憲章レジーム)が存在する。(戦後秩序そのものと言い換えられる。日米安全保障条約も、このレジームの中に位置づけられる。)アメリカの国内世論は一応別として、アメリカの指導層クラスは、このような広いレジームを安全保障の前提としており、安保理、総会の保障機能に中心的な重要性を見出している訳ではない。(国連のこの意味での強化を重視している訳ではない。)従って、日本等の常任理事国入りは、戦後秩序の一部変更(同時的に、旧敵国条項の削除を伴う)であるが、アメリカとしては、安全保障のレジームの強化としてよりも、日本等との政治的関係の観点からとらえられるべきものである。(日本の世論上、軍事面での貢献に反対であることも踏まえ)同時に、紛争国等における経済的、社会的安定を含む広義の安全保障の面に関しては、日本がこれらの分野で、常任理事国入りすることを契機として、どの様に対国連協力を強化していくのが明らかになれば、アメリカ側としては、右の政治的な文脈(コンテキスト)は、より理解しやすいものとなるだろう。従って、日本政府は、この点について国内的な「幻想」を与えてはならず、ポピュリズム的な材料とするのは、極めて不適當である。

(ロ) 上記(3)(二)で述べた、安保理が取り上げる紛争の「片寄り」を是正する観点から、

常任理事国の枠の拡大を目指す立場に対し、日本が常任理事国入りすることによってこの点でどのような変化をもたらし得るのかについて、具体的な政策と提案が必要である。これらの諸国は、その国際的なステータスの向上を第一義的に求めている訳ではないからである。

(ハ) 国際政治上の「声」、影響力の維持と強化を求め、かつ常任理事国の地位、権限をその足場の一つとみなしているであろう中国にとって、日本の常任理事国入りが、その国内世論に対してもマイナスのイメージを与える懸念を持つことは、否定できない。従って、この点は、中国にとっての安全保障、或いは、政治的観点に係わる広いレジームの観点からとらえ直すことが必要であろう。即ち、アジアにおいては、「アメリカ、中国、及び日本が安全保障上、どのような三角関係を今後形作っていくか不確しか<sup>(51)</sup>」であり、「特に東アジアでは軍拡傾向の下で、多国間の安全保障の枠組みを欠いたまま、朝鮮半島や台湾海峡のような潜在的な紛争地域を抱えている<sup>(52)</sup>。」「また、二〇年以内に朝鮮統一が実現すると予想した場合、中国、韓国（北朝鮮）、ロシア、更にインド、イラン、モンゴリア、日本等を含めたアジア地域の力のバランスが大きく影響を受けるが、どのような方向に進むのか予測がつかない<sup>(53)</sup>。これに対して、アメリカは、「四次にわたって、東アジア戦略報告（EASR）を発表し、この地域に対するコミットメントを明確にしてきた<sup>(54)</sup>。」具体的には、この地域で「反米的な同盟の形成を予防するためには、アメリカは、中国とロシアに対し、西側諸国、及び日本との関係強化を選択するよう奨励しなければならない<sup>(55)</sup>。」との見解もある。この場合、アメリカ政府にとっては、「中国、ロシアに対し、西側との関係強化を選択するよう奨励する」ことが現実的な政策選択となっていることに留意すべきである。なぜならば、この地域でアメリカが武力介入することについては、その国内世論上の留保（リザーベーション）が存在するからである（前述の通り）。このような観点に立てば、日本の安保理常任理事国入りが、中国、ロシアにとって西側との関係強化と安全保障の枠組み構築の一部を成すものと位置づけられ、或いは、右のアメリカの政策選択と結合した場合にのみ、日本にとってその現実性が増すと考えるべきであろう。この点についても、政府は、国内的に「幻想」を与えてはならないと言える。

#### 四. おわりに

「国連憲章レジーム」は、「国連」の下にあるレジームとは云えない。（個別的、集団的安全保障なり、地域主義に基く自衛権の発動は、安保理に「報告」することで自己完結する故）しかも、このような性格こそがアメリカ、ソ連（ロシア）等大国の合意による戦後秩序を可能とした。そこで、既に述べた通り、二つの問題が発生している。その一つは、国際紛争の解決、或

いは平和の維持の観点から国連を信頼するかという問いかけにおいて、信頼する対象が国連なのか、国連憲章レジームなのか不明確さを伴いがちであること、その二つは、国連改革は、国連憲章レジームこそが戦後秩序の「大柱」であるにも拘らず、国連のみを対象とする傾向がみられる、ことである。そして、日本の場合、国連改革の重要な分野である安保理常任理事国の再構成について、ナショナリズムとインターナショナリズムがそれを「後押し」しているが故に、この二点について一層意識を欠く、ないし政府と国内世論の間に「乖離」がみられる。このような意識の欠如と乖離を今後解明していく必要があるだろう。

### 注

- (1) 坂井昭夫, 『国際政治経済学とは何か』 青木書店, 1998, pp.27-37, Brown, Cris, *Understanding International Relations*, Lynne Rienner Publishers, 1993, p.19
- (2) Groom, A.J.R. and Margot, L., *Contemporary International Relations* Pinter Publishers Ltd., 1994, p.161
- (3) 高坂正堯, 『国際連合の成立』, 有斐閣, 1962, pp.3-13
- (4) Davis B, B. and M.A. Boyer, *Deffensive Internationalism*, The Univ. of Michigan Press, 2005, p.52
- (5) 同左, pp.53-54
- (6) 注 (3) 参照
- (7) 同左
- (8) 同左
- (9) 田中明彦, 中西 寛編, 『新国際政治経済の基礎知識』 有斐閣, 2004, p.9
- (10) 注 (3) p.13
- (11) R.A. Pastor, *A Century's Journey Basic Books*, 1999, pp.128-138
- (12) カレン, ミングスト他, 『ポスト冷戦時代の国連』, 世界思想社, 1996, p.95
- (13) United Nations Military Adviser's Office, 1991-95; [www.un.org](http://www.un.org).  
参照
- (14) 注 (3) pp.97-102
- (15) 同左
- (16) 総理府, 「政府世論調査年次報告」, 2002, 参照
- (17) 注 (4) p.83
- (18) 同左
- (19) Chicago Council or Foreign Relations and Marshall Fund 2002, 参照
- (20) 同左
- (21) 注 (4) p.123
- (22) 同左
- (23) 注 (19) 参照
- (24) 同左
- (25) 同左

## ナショナリズムと戦後秩序

- (26) 注 (4) p.110
- (27) 緑風出版編集部編, 『PKO 問題の争点』, 緑風出版, 1992, 参照
- (28) T.W. Smith, National Pride: A Cross National Analysis, Univ. of Chicago, 1998, National Report 19
- (29) 注 (16) 参照
- (30) 同左
- (31) 同左
- (32) 注 (4) p.109
- (33) 同左
- (34) 注 (16) 参照
- (35) 同左
- (36) M.C. Smouts, Political Aspects of Peace Keeping Operations, U.N.P.O., 1998, P.8
- (37) Inge, Kaul 他, Global Public Goods, U.N.D.P., 1999, p.398
- (38) Trevor, Findory, Armed Conflict Prevention, Management and Resolution, SIPRI yearbook, 1998, p.56
- (39) 注 (12) p.140
- (40) 注 (4) 参照
- (41) 同左
- (42) 同左
- (43) 注 (37) p.405
- (44) 注 (11) p.330
- (45) 注 (13) 参照
- (46) 田中秀征他, 『異議あり, 日本の常任理事国入り』, 第三書館, 1994
- (47) 注 (12) 参照
- (48) 注 (4) 参照
- (49) 注 (12) 参照
- (50) 明石 康, 『国連から見た世界』, サイマル出版, 1992, p.84
- (51) 注 (11) p.329
- (52) 細谷千博他, 『国際政治経済資料集』 有信堂, 1999, p.111
- (53) 注 (11) p.330
- (54) アメリカ国防大学国家戦略研究所報告, 1998
- (55) 同左

## 引用文献

- (1) Brown, Cris, Understanding International Relations, LYNNE RIENNER PUBLISHERS, 1993, p.19
- (2) 坂井昭夫, 『国際政治経済学とは何か』, 青木書店, 1998, pp.27-37
- (3) Groom, A.J.R. and Margot, L., Contemporary International Relations PINTER PUBLISHERS, 1994, p.161
- (4) 高坂正堯, 『国際連合の成立』, 有斐閣, 1962, pp.3-13
- (5) Davis B, B. and M.A. Boyer, Deffensive Internationalism, THE UNIV. of MICHIGAN PRESS, 2005, p.52,

pp.53-54, p.83, p.110, p.123

- (6) 田中明彦, 中西 寛編, 『新国際政治経済の基礎知識』有斐閣, 2004, p.9
- (7) R.A. Paster, A Century's Journey BASIC BOOKS, 1999, pp.128-138, p.329, p.330
- (8) カレン, ミングスト他, 『ポスト冷戦時代の国連』, 世界思想社, 1996, p.95, p.140
- (9) T.W. Smith, National Pride: A Cross National Analysis, UNIV. OF CHICAGO, 1998, National Report 19
- (10) 緑風出版編集部編, 『PKO 問題の争点』, 緑風出版, 1992
- (11) M.C. Smouts, Political Aspects of Peace Keeping Operations, U.N.P.O., 1998, P.8
- (12) Inge, Kaul 他, Global Public Goods, U.N.D.P., 1999, p.398, p.405
- (13) Trevor, Findory, Aremed Conflict Prevention, Management and Resolution, SIPRI · Yearbook, 1998, p.56
- (14) 田中秀征他, 『異議あり, 日本の常任理事国入り』, 第三書館, 1994
- (15) 明石 康, 『国連から見た世界』, サイマル出版, 1992, p.84
- (16) 細谷千博他, 『国際政治経済資料集』有信堂, 1999, p.111
- (17) アメリカ国防大学国家戦略研究所報告, 1998